

安全衛生センター

[発行]
 尼崎労働者安全衛生センター
 [連絡先]
 〒660-0802
 尼崎市長洲中通 1-7-6
 TEL・FAX 06-4950-6653
 6月24日(土) 正午～
 尼崎市中小企業センター
 (尼崎市昭和通 2-6-68)
 クボタ・ショックから12年
 「アスベスト被害の救済
 と根絶を目指す尼崎集会」
 に参加しましょう!

どう実現するか、 企業の経済的判断に 従属しない安全衛生

3月30日の安全と衛生の講演会「ワークライフバランスを実例から学ぶ」では、国際法学者の桑原昌宏先生に主にEUの状況を報告してもらいました。しかし、今の日本の労働現場の実態とはかけ離れている



わかりやすい桑原先生の講演

という声が多かったです。例えば、尼崎市水道労組書記長高田郁夫さんの感想。

「EUの実例の解説がありました。その中で、EU内での様々な取り組みを基に、日本での労働環境改善へ繋がるものとして期待されていますが、ある参加者の方が夢物語と発しておられましたとおり、講演内容を今の勤務環境に当てはめることは困難です。業務量が増加もしくは横ばいで人員減少の現状で、休みを取得しても解決に至りません。休むと次の出勤での業務量が増えているからです。」

お話の中に、超勤を代金でなく代休とする一案がありました。しかし、こ

らではすでに行われております。しかし、代休とする職員は休暇日数が不足している者に限定され、大方は代金扱いです。人員を増やす、もしくは業務量を減らすことがない状態で休みを取得すると、自分自身や同僚に負担を増やすことになるため代休にしません。

技術の継承も追いつかず

根本的に、業務の簡素化や仕事効率を上げる点が欠如しているかもしれません。労働条件が悪く、より条件の良い別の自治体へ移るため中途退職者が続き、その穴埋めに新規採用者をあてはめるも技術継承が追いつかないことで業務遂行効率が悪く、超過勤務が増えている状態が続いている部署が幾つかあります。

また、人員配置が適材適所におこなわれておらず、特定の職員に超過勤務が課せられている部署もあり、不公平感はありません。」

この日は25名と、参加者も30名を切ってしまいました。「ワークライフバランス」言うてもわからんので声がありました。確かにこの頃

逃げ場「安全ゾーン」の確保を

最大震度7を2度記録した昨年4月14、16日の熊本地震。20万棟の住宅に被害が出ました。

安全衛生委員会で、職場での災害への備えや災害時の対応を継続的に検討している職場もあります。昨年6月に公表された政府の地震調査委員会「全国地震動予想地図」によると、南海トラフ巨大地震の震源近くで強い地震(最大マグニチュード9クラス)の発生する確率は、高知市73%、静岡市68%にもなっています。



[う～ん、逃げ場をどこに確保するか]

日本は火山列島で地震、津波、洪水、土砂災害など自然災害がものすごく多発する地域です。世界で起こっている地震の5回に1回は日本でのものです。日本に安全な場所はない。工場の中に避難経路を確立し、物が倒れ落ちてこない「安全ゾーン」を確保しておくことが大切です。

ようわからん漢字やカタカナが氾濫しています。その中で3名参加してくれた全国一般富士レジンのみかまからの感想も、なかなか厳しいものでした。

- ・EUのように、お金よりも個人・家庭という考え方はすばらしいが、単純に移行するとは今の日本では考えられない。個人・家庭Ⅱ
- ・お金、お金があつてこそその個人・家庭という考えがしみついていく。
- ・ドイツのような労働時間貯蓄制度で、その分休みをつくるよりは、残業代をもらうほうが良い。休み

と昇給、どちらを選ぶかと言われるれば昇給という意見。

- ・固定給だけではやりくりが苦しい。残業することで生活費を稼いでいるのが実情。
- ・休日が増えたり、プレミアムフライデーで早く帰れても、飲みに行く金(消費する余裕のある金)がない。
- ・勤務時間インターバル制度は、製造部門では導入しやすい。営業などの裁量労働制では時間管理をどうやってするのか。
- ・確かに目の前の現実を見据えた議論が必要です。

□先だけではダメ、川崎重工に要求書提出

川崎重工アスベスト損賠訴訟判決の予定されていた日の午後、私たちは神戸で裁判締めくくりの「報告会兼昼食会」を持つことができました。

原告2家族に弁護団の位田浩、原啓一郎、佐伯良祐弁護士の名(村川弁護士は所用でやむなく欠席)、そして尼崎とひょうごの安全センター、患者と家族の会計30名で、おいしい昼食をいただきながら、これからもがんばろうと決意を固めました。

この日の午前に原告を先頭に8名で川崎重工神戸工場を訪ね、要求書を手渡しました。

と言うのも、今回の和解で川崎重工は「雇用主としての責任を深く自覚し：元従業員の石綿ばく露を原因とする健康被害の調査及びその救済のための迅速かつ誠実な取り組みを行うことを確認する」としているからです。

(前号参照)

3月29日付要求

書の内容は以下の5項目です。川重には1ヶ月以内に回答するように要請しています。

川重時代を語る坂本明さん



要 求 書

2017年3月29日

川崎重工業(株) 代表取締役社長 金花 芳則 様

アスベスト労災損賠裁判原告

■■■■■、■■■■■

中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会 ひょうご、尼崎支部

中田有子、平田忠男

ひょうご労働安全衛生センター、尼崎労働者安全衛生センター 小西達也、末吉幸雄

(連絡先 飯田 浩 090-8202-3851)

私たち原告と支援団体とは、2017年(平成29年)2月28日付で成立した貴社との和解条項について、「雇用主としての責任を深く自覚する」(神戸新聞)と述べられていることにそれなりの評価をしているものです。

しかし、何事も言いつばなしであっては何の意味もありません。これから具体的にどのような行動をとられるのかということが問われています。

- 1 川崎重工の造船所・車輛工場でアスベスト疾患を発症したすべての仕事を整理し、わかりやすく、退職者や下請まで含めた労働者とその家族・遺族にまで周知してください。旧国鉄が、例えばマスコミを活用してこの活動していますが、貴社として、さらには造船業界全体としての取り組みを考える必要があるのではないのでしょうか。
- 2 その中で、健康管理手帳の取得に協力し、アスベスト疾患発症の可能性のあるすべての労働者にアスベスト検診の早期受検を訴えてください。
- 3 貴社が定めている「業務上死亡弔慰金」「特別見舞金」の制度を見直してください。

4 労災申請相談時の会社の対応に不満が少なからず出ています。会社の対応者はまずアスベスト疾患について、一通りの学習を終えていることが必要です。そして、労災認定事例をよく知り、被害者とその家族に貢献していく力量と資質を身につけなければなりません。

そのためにも社内での人権学習を積み上げ、人権感覚の優れた人に担当部署を担ってもらうことを強く要請します。極めて不十分な安全対策によって、多くの川崎重工で働く労働者を死に追いやったという痛切な反省なしには、被害者との接触などあり得ないのです。

5 貴社の安全衛生委員会では、今回の原告や、裁判で労災認定を勝ち取った丸本津枝美さんのケースはどのように取り上げられているのでしょうか。安全衛生委員会の中で、アスベスト被害の問題はどのように報告され、また総括されていますか。貴社の産業医は職場の石綿被害の予防と救済のためにどのような役割を果たしたのでしょうか。そして、それらの事が労働災害を減らす研修施設の設置にどう反映しているのか、その内容をお聞かせください。

以上、私たちに回答と具体策を示していただき、兵庫を代表する大企業としてのCSR(企業の社会的責任)のレベルを示してください。